

鹿児島県勤労者共済会 会則

(名称)

第1条 この会は、鹿児島県勤労者共済会(以下「共済会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員のための福利共生活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.九州労働金庫加入など労働者福祉事業団体への加入による利用促進、金融機能の利用
- 2.会員への福祉金融情報の還元
- 3.教宣活動
- 4.その他、この会の目的達成のために必要な活動

(構成)

第5条 この会は、鹿児島県内に居住、または鹿児島県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者(鹿児島県内に居住・勤務しようとする予定者を含む)を会員として構成する。ただし、鹿児島県内以外の者についても、共済会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。

(入会・異動)

第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。

- 1.この会に加入するときは、共済会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて共済会事務局に申込むものとする。
- 2.この会に入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。

(退会)

第7条 この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。

なお、共済会の会員として、共済会または労働者福祉事業団体に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。

(機関)

第8条 この会に次の機関を設ける。

- 1.総代会
- 2.役員会

(代議員)

第 9 条 総代会の代議員は、労働金庫営業部店エリアの地区単位に会員から 1 名選出する。

なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。

(総代会)

第 10 条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもってつぎの事項を決定する。

1. 会則の改定
2. 活動方針の策定
3. 予算、決算の承認
4. 役員を選出
5. その他事項

なお、第 4 項の選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業団体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。労働金庫役職員は役員となることができないものとする。

(総代会の開催)

第 11 条 総代会は隔年開催とし、その年の 8 月までに会長が招集する。

(総代会の成立および議決要件)

第 12 条 総代会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。なお、代議員欠席の場合、総代会の議長へ議決権を含むすべての権限を委任された際は出席に加算する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項の会務を執り行うものとする。

(役員会の開催)

第 14 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員 3 分の 2 以上から請求があったとき、会長が招集する。

(役員会の成立および議決要件)

第 15 条 役員会は役員 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。

(役員)

第 16 条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1 名 |
| 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 会計監査 | 2 名 |

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1.会長はこの会を代表し、業務を統轄する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3.事務局長は、会長の命を受け業務の遂行に当たる。
- 4.幹事は業務運営事項を議決する。
- 5.会計監査は、年1回帳簿、預金通帳および領収書等を精査し業務状況を監査する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。

なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第19条 この会の経費は、寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 この会の会費は徴求しない。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。

(労働金庫利用)

第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。

- 1.預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。
- 2.会員の融資申込における共済会承認は不要とする。

(改廃)

第23条 この会則の改廃は、総代会の議決による。

(施行)

この会の会則は平成16年8月2日から施行する。

平成 24年 9月 6日改定

平成 26年 9月 1日改定

平成 28年 8月 29日改定

平成 30年 7月 10日改定

(附則)

[総代会と代議員選出規程]

本規程は鹿児島県勤労者共済会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。

1.代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働者福祉事業団体の代表者の協議によって選出する。

2.代議員の仕事は2年とするが、再選は妨げないものとする。

平成 30年 7月 10日改定